広報 あかいけ

発行所　赤池町役場　編集　総務課 文書広報係 ☎（代表）2004
印刷所　赤池印刷　毎月　1回発行

町の人口

人口	9,426人	（減 1）
男	4,510人	（ 0）
女	4,916人	（減 1）
世帯数	3,010世帯	（増 5）

出生	10人	転入	34人
死亡	9人	転出	36人

（54年11月末日現在）

（　）内は前月との増減

新春あけまして
おめでとうございます

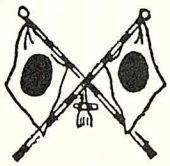

55年
1月
No.204号

赤池町役場　赤池町議会
赤池町教育委員会　赤池町農業委員会
赤池町選挙管理委員会

新年のごあいさつ

町議会議長　早麻　豊

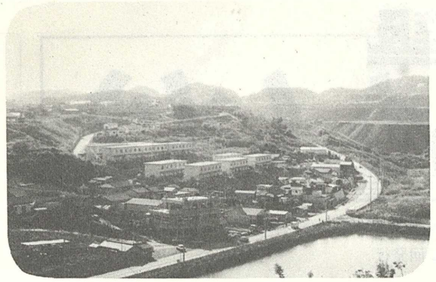

新年のごあいさつ

町長　池永輝昭

あけましておめでとうございます。輝かしい昭和五十五年の新春を迎え、皆様のご健康を心からお祝い申し上げますと共に、平素からの町政に対するご理解とご支援に対し深く感謝申し上げます。

現在、地方財政は多額の公債や借入金に依存した異常な姿となっております。オイルショック後の

財政再建と住民生活安定をめざす

経済停滞により税収の急減、その後の伸び悩みがあったにもかかわらず、歳出の方では適切な水準を確保してゆかねばならなかったためであります。このまま安易に借金財政を続けていけば、経済にインフレ要因を持ち込み、安定成長を阻害するおそれもあります。このため財政を建て直すことは緊要な課題となっております。

本年は、まず第一に財政再建に取り組み、歳出の節減合理化や税負担の公平確保に努め、現在の財政の財政収支の不均衡を、これらの努力で少しでも解消していく考えております。

歳入財源として、現在造成中（宇吉ケ浦・獺ケ谷）の工場団地約三十万平方米の売却を早期実施し、これに企業誘致の導入をはかる。

又、昨年六月の水害で被害のあった道路、ガケ崩れ等の災害復旧については三ヵ年で整備する。低地家屋地域についての恒久的対策をはかり、鉱害復旧については明治鉱業、その他関係機関に強く要請して基盤整備と併せて実施する。

又、産炭地域臨時措置法が昭和五十六年十一月、石炭鉱業合理化措置法が五十七年三月、石炭石油特別会計が五十七年三月、炭鉱離職者臨時措置法が五十七年三月、臨時石炭鉱害復旧法が五十七年四月、石炭鉱害賠償等臨時措置法が五十七年四月と、これら石炭関係の諸法が今からの二、三年の間に時間切れの期限をむかえることになります。

これらの諸法がなくなることによってうける産炭地域の財源ははかりきれないものであり、これらの期限延長についても、今後とも一層の努力を続けてまいります。

また、本年より三ヵ年の延長になりました同和対策特別措置法も三年間では、すべての問題は解決するとは考えられません。又、来年期限切れとなる過疎法も更に少なくとも十ヵ年位の延長をやっていかなければなりません。

これらを踏まえ、あわせて住民生活の安定と住みよい環境づくりや、社会福祉事業、同和対策事業等諸事業施策に懸命に取り組んでまいる所存であります。町民の皆様、どうか本年も町政に対し倍旧のご協力を賜わりますようお願いいたしますと共に、皆様方のご多幸を心からお祈り申し上げまして新年のごあいさつといたします。

＊＊＊＊＊＊

産炭地諸問題の期限延長をはかる

わが国の政治経済は大きく揺れ動き、国民生活にも厳しいものがありました。

皆様にも、その打撃を受けられたことと存じます。その影響で、町の基本構想であります〝明るい緑濃い田園都市〟の建設に、行政当局と一致協力し、上部機関に対処していく所存であります。

住民の皆様の生活安定と、産炭地としての諸問題につきましては、皆様方と共に力を出し合って、町当局、議会、住民が一体となって取り組んで行かねばならないと思います。

新年あけましておめでとうございます。一九八〇年の年頭にあたり、町議会を代表して謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は激動する国際情勢により当町財政も逼迫の度を強めております。町執行部も、この財政立直しに懸命の努力を重ねておりますが、当議会としましても、これに全面的な協力を惜まない覚悟であります。

一昨年、スローガンに掲げました「同対法」は三年の強化延長に、又、「四事業」の立法期限も真近かにひかえ、これの延長と、又、

以上のことは、住民の皆様の深いご理解とご協力がなければ達成出来ないと存じます。皆様の一層のご指導ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

終りに、希望に満ちた新年が皆様方のご健祥と幸多からん年でありますことをお祈りして、新年のごあいさつといたします。

いっぱいある ネ！ お花が咲いてるみたい

―市場保育所園児〝ミカン狩り〟―

【ちぎりたてのミカンをおいしそうに食べる園児たち】

十一月十四日(水)市場保育所では高林隆さん宅（大字市場）で〝ミカン狩り〟を行い、楽しい一日を過しました。

これは高林さんが園児たちに「ミカン狩りをさせてあげたい」との長年の夢がかなったもので、園児たちは貴重な体験の一日でした。

「子供たちは、「お花が咲いてるみたい」「いい匂いやね」「いっぱいあるね、びっくりした」「木になってるんやね」などと、どの子供たちも瞳を輝かせて、木枯らしの吹く中、広いミカン山をかけ廻り、大きくおいしそうなミカンを探しました。ちぎったミカンはゴザの上で早速いただき、また帰りにはたくさんのおみやげまで用意して下さり、本当にありがとうございました。

私共の園は、田園ムードの中にあるということはご存知の通りでしょうが、それに住宅の方たちのご協力、本当にありがとうございました。

幼児教育に対する熱意と理解と愛情に私共関係者一同、感謝の毎日です。

毎年六月には白川勝広さん宅で〝イチゴ狩り〟、そして収穫の秋には長谷川伍助さん宅で〝イモほり〟、そして今回の〝ミカン狩り〟です。

経験、体験の大切な幼児期に、これらのことが満たされるという環境づくりは、皆さんの協力がなければ実現しないことばかりです。国際児童年も終りが近づきました。記念すべきこの一年も間もなく過ぎ去ろうとしている時に、これらの体験は子供たちの一生の良き思い出となることでしょう。

四保育所で生活発表会

【中尾保育所4歳児による演技】

12月6日、赤池町四保育所で54年度の生活発表会が、それぞれ行われました。

ひとり一人の子どもたちが、生き生きとあそびながら全面発達を促がすことを願いとして、幼児劇を取り入れた保育に取り組んで7年余りになります。

この日常保育の取り組みを、地域の保護者の皆様にも暖かいご理解と、惜しみない協力と応援をいただいております。

子どもたちは日常保育の中で、共に語り合い、考え合いながら、いろんなことを経験、体験してきました。その過程の中で、たくさんな発見とおどろきと喜びがあり、子どもたちの心が生き生きと開かれてきました。

保護者の皆様方が、この生活発表会にたくさんな期待感をもって迎えて頂き、それに応えるためにも、関係者一同、地域の子どもたちの無限の可能性を伸ばすためにも、なお一層、がんばらなければと情熱をもやしております。

赤池町成人式

とき　1月15日(火)　AM10:00

ところ　赤池町同和対策中央研修所

◎対象者（昭和34年4月2日／昭和35年4月1日）の出生者

☆ 今月のこよみと行事

和名　睦月（むつき）

年のはじめに家庭や多くの人びとが、互いに睦みあいをかさねることを略したもの。

1日(火)　元旦、新年拝賀
2日(水)　初夢、初荷、書初め
　　皇居一般参賀
3日(木)　元始祭
4日(金)　官庁仕事始め
6日(日)　赤池町長選挙告示日
　　小寒
7日(月)　学校始業
　　七草
11日(金)　鏡開き
13日(日)　赤池町長選挙投票日
　　大相撲初場所
15日(火)　成人の日、小正月
　　お年玉つき年賀はがき
　　抽せん会
　　やぶ入り
16日(水)　心配ごと相談日（福祉センター）
17日(木)　調停無料相談日（〃）
18日(金)　土用
20日(日)　二十日正月
21日(月)　大寒
23日(水)　ふみの日（郵政省）
26日(土)　文化財防火デー
27日(日)　心配ごと相談日（福祉センター）
　　国旗制定記念日

▼何んでもこいに名人なし▲

同和問題講演会から

‖ 12月9日・町同和対策中央研修所 ‖

十二月四日から十日までの人権週間にちなみ、本町では去る十二月九日(日)、町同和対策中央研修所において赤池町・赤池町教育委員会・部落解放同盟赤池連絡協議会主催により、東洋大学学長「磯村英一先生」を迎え、〝わたしに問われる人権〟をテーマに約七百人を集め、同和問題講演会が開かれました。

ここで、その講演内容の一部をご紹介します。

◎テーマ「わたしに問われる人権」

（東洋大学学長）　磯村英一先生

只今、ご紹介をいただきました磯村でございます。本日は人権週間であるということばかりではなく、私は本日、一人の人間としてこの問題をどう考えるかという事を皆さんにお話が出来れば幸いだと思うわけでございます。

私は学生時代の友人に田原春次という人がいまして、彼とはよく一緒に松本治一郎先生のところに何回かうかがいましてお話をお聞きした事が、私が今日こうやって皆様方にお話出来ます根拠であると思うわけです。その意味において私、赤池町にうかがいましてお話出来ます事は、本当に有難い事と思っております。

今日、この研修所の控室に水平社宣言と書いた額を見かけましたが、その水平社宣言の中に同和問題の自由と平等の言葉があるわけです。同和問題が国民的課題であるならば、それは誰でもが自由に平等に、しかもやさしく対話することで、初めて国民的課題となるのではないでしょうか。従いまして、本日は私も一人の人間として自由に話させていただきます。

昨年九月に国際人権規約が日本国内でも公（おおやけ）になり、これに全ての人類は、人種とか、宗教とか、身分とか、あるいは性別とか、心によって差別されないと書いてあります。今年の人権週間を私は、日本の同和問題に対しても、その基礎になる人権問題に対しても人権元年であり、同和元年であると考えております。何も特別措置法が後三年だからと、とんでもない事で、同和元年は国際的な視点からしても、これからはじまるもので、今までは準備期間にすぎません。そこで、今日は人権週間でありますので、人間一人ひとりの権利とはどういう事かについて考えてみたいと思います。

人間は全て縁で動いているもので、私がこうやって今日、赤池町に来たのも一つの縁であります。

縁には四つの縁があり、一番の基礎となるものに血縁があります。これは切っても切れない血のつながりである家族であり親族である血縁、これが第一の縁であります。

次に第二の縁、それは私たちはどこかに住んでいる土地のつながりであり、すなわち地縁であります。第三の縁は、色々な人間関係の中で話をしたり学習をしたりする知識の縁であります。第四の縁は、生活するために何かの技術、技能を持っている職業の縁であり、この四つの縁でお互いの生活が出来ているものであり、又、人間関係の中で関係というものがお互い働き合って人間という動物を包んでいるわけであります。

本日、多くの皆さんが人権問題、同和問題についてお話を聞いているという事は、人間関係の発展の中で、一人ひとりが個性というものを身につけているからであります。

憲法には基本的人権は明記していますが、どういう血縁というものをこれから結ぶかは、あくまで両性の合意によって結婚するもので、○○家とは結婚してはいけないとはどこにも書いておりません。

しかし、現実においてはそういう事にこだわる国民が半数以上を越えているでしょうし、こんな基本的人権の侵害はありません。人間の居住について憲法は、どこに生まれようと、どこに住もうと自由だとはっきり規定していますが、それがご承知の「地名総鑑」という印刷物が出回っているという事実は、明らかに強い人権の侵害をもたらしているわけであります。

最近では、学歴の問題を問わないといっておりますが、やはりこの問題になりますと簡単にはすまされないようです。学校に入るといえば、国立、私立を問題にし、何か私立を出たからといって問題にする傾向があります。大学というものは、大学が大事な事であって国が建てようが、個人が建てようが、市が建てようが、町が建てようが差別してはいけません。

例えば、県立附属、県附属といえば言葉でもってエリートと考える事は絶対まちがいだと思います。

最近では職業の差別はないといわれていますが、現実はそうでありません。学生が就職する際に、学校による差別観を持つという事が、国民の中にまだまだ定着しているように思えてなりません。

ここに掲げてあります同和対策審議会答申の原案を書きましたのは、私でございます。この原案を書いた時、文部省、同推協の方々がどうしても納得しない事が一つありました。それは教育に対する差別であります。この教育問題について本当に理解する事はむずかしく、今日でも、私は政府が理解しているかどうか疑問です。それは教育には教育基本法があり、中学校までは誰もが平等に教育を受けられ、しかも教科書も配布され、生活を助けて義務教育を十分受けられるから、教育には差別がないので、同和教育はいらないではないかという事です。

ここに同和問題というのは、長い歴史の中でつくられたものであるという事への政府の理解の足りなさがあると思います。同和問題は、そこに地区、部落という地域の環境というものが大きく疎外され、それが原点になっている事を知らないから「教育は平等になっているからいいじゃないか」という発想になってしまうわけです。

私が同和問題に最初に認識を持ったのは、小学校に入った頃（明治末）であります。その頃は本籍を原籍といっており、又寄留（きりゅう）、現住所、生年月日、それから平民とこれだけの事をよく覚えておくよう、親に教えられ小学校の門をくぐりました。最初のクラスの時に級長を決める事になり、その際、先生が決める事となり、選ぶ対象を士族とし、先生は生徒に向って「士族の人は手を上げなさい」といって、四十五人クラスの内、五人の友達が勇ましく手を上げた事を覚えております。しかし、先生がそれだけにしておけば同和問題に対す理解と若干の違いがあったかも知れませんが、先生はその後、「平民は手を上げなさい」といったので、後の四十人全員が手を上げました。すると先生は「このクラスには新平民はいないのか」といわれた時、すでに手を上げた四十人の友達の内から三人の友達が手を上げた事を覚えています。先生は「もっとはっきり手を上げなさい」といいました。

その日、私は家に帰って母親に「お母さん、新平民とは何ですか」と聞いた時の母親の一言が、今日の私を同和問題に対し、皆様の前でお話出来るような立場をつくってくれました。母親は「誰がそんな事をいったのか」と尋ねたので、「先生がいいました」というと、母親ははっきりと「その先生はまちがいです」といった事を私は記憶しております。「そういう言葉はないのです。全部が平民だから先生がそういっても、その言葉にこだわってはいけません」といったこの教えが、今日なお、私の生涯を通じて同和問題を大きく支配しているわけであります。

現在では、小学校六年生の指導書の中には、かなまでつけて封建時代の士・農・工・商・エタ・非人という身分があって、どういう地区で、どういう仕事だったと明記しています。又、中学校二年になると、どういう歴史があったかという事をもう一度教えています。私は、この教えの審判が非常に大切であって、教える先生が同和問題を本当に理解して子供に教えているのか、それとも知識として教えているのか、この選択が非常に大事であります。知識として教えているとしたら、これは新しい差別としてつながるわけです。

同和問題を、子供が家庭へ帰って「お父さん知っている。」と聞いた時、「なるべくそんな問題はさわらない方がよい」といった時、それは第二の差別を生んでしまいます。このような事を十分考えないで、単に知識だけとしてこの同和問題を考え、教育したならば、それは大変なあやまちであります。特に先生方が、この問題の本質を本当に理解されて教えて戴く事が重要であると思います。従って家庭に帰り、家庭の教育では、国民的課題とは何んであるかといいますと、子供の課題となり、地域の課題となり、家庭の常に話し合いの中で課題とならなくして、国民的課題と申しても、それは新しい差別につながるといっても過言ではないと思います。

同和対策事業特別措置法の中では、教育の問題はふれていますが、そこまではいっておりません。そこで、三ヵ年でこの法律が終りなどと政府が本気で考えましたならば、これは一体、国際人権規約を批准したなどといったような事は決していえるべき問題ではありませんし、日本の社会は依然として封建的な姿が支配しているといわれても仕方がありません。ですから、教育の中で本当に同和教育をやるならば、その基礎となる児童が、生徒が、住んでいる環境がよくなり、学校の教育もよくならなければならないのです。

今、教室で知識だけ教えたのでは差別につながると私は申しましたが、同和教育にはもう一つの面があります。それは同和問題は三百年という長い歴史の中で続いて来ました。そこに生れ、育ち、家庭を持って、又、そこで子供が生まれ、そして今日につながっています。現在の憲法のように、どこでも自由に動く事の出来る時代ならば別ですが、限られた環境の中での生活となれば、そこに生まれた子供たちには若干、学習のハンディーが出来ても不思議ではありません。すなわち、このハンディーをなくす同和教育がもう一つあるという事です。

同和教育には、その身分の影響を受けた子供の能力を高める事と、一般の子供に、知識を知識として人権を教える事と、家庭教育の中で人権というものを確立するという、この三つの大きな目標が、これからの同和運動の中において非常に大きな役割を果す事になるのではないでしょうか。

赤池町がなぜ、大きな技能センター（大型作業場）をつくっているかと思いますと、先ほどの子供と同様、同じ様な仕事をずっと続けていると、ほかの仕事を学習する能力の機会をなくしてしまうからであります。そこには、人間として何らかの能力という根を持っています。その根から芽が出ようとするものを、部落という名前でもってふさいでいたのが、今までの部落であります。これを事業というそのセンターの中で、新しい芽を出す事によって、初めてこれから本当の部落解放につながるのではないかと思っております。

同和問題というものが、人権問題として日本の自由国家の中心的課題として、あらためて同和元年、人権元年として皆さんとご一緒にこの問題を、これからの解決にむかって進んでまいりたいと考えております。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

【講演は磯村英一氏「わたしに問われる人権」より】

上野焼大型共同作業所より

上野焼大型共同作業所〝郷の谷窯〟は、町民皆様方へ年始のご贈答品の初売出しを実施いたしますので、お気軽にご利用下さい。

1月　2日(水)　初売り　3日(木)
4日(金)　5日(土)
※　午前9時～午後4時

財政事情公表

昭和53年度決算
昭和54年度(上半期)予算執行状況

昨年同和予算で完成され、多くの人々に利用されています。

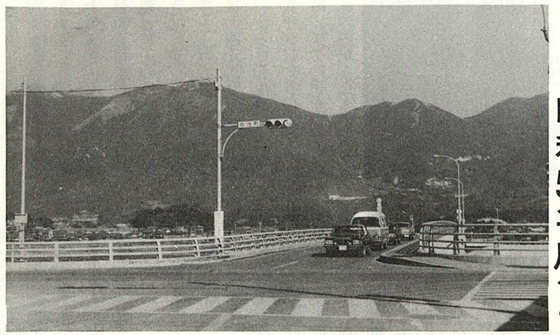

54年4月に完成した上野橋。総工費約六億円・長さ二百十七メートル、幅七、七五メートル、片側に幅一、五メートルの歩道がついています。

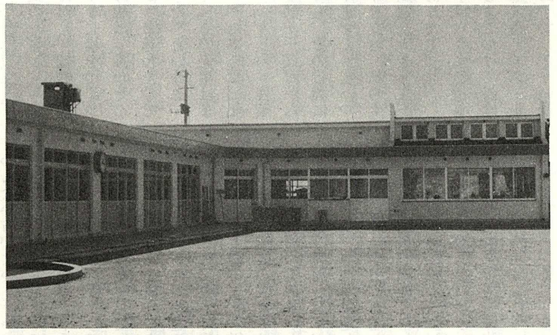

54年3月に完成した上野保育所。総工費約七千七百三十万円・建面積五四一、九七平方メートル（鉄筋コンクリート平屋建）です。

昭和54年度一般会計予算執行状況（S54．9．30日現在）

（歳入）

区分	予算額 千円	収入済額 千円	執行状況 %
1．町税	164,320	88,196	53.7
2．地方譲与税	12,722	5,007	39.4
3．娯楽施設利用税交付金	485	236	48.7
4．自動車取得税交付金	17,044	8,526	50.0
5．地方交付金	1,497,238	736,118	49.2
6．交通安全対策特別交付金	800	0	—
7．分担金及び負担金	71,134	27,278	38.8
8．使用料及び手数料	17,882	7,314	40.9
9．国庫支出金	949,832	195,483	20.6
10．県支出金	673,253	32,136	4.8
11．財産収入	1,816	902	49.7
12．寄付金	1	0	—
13．繰入金	10,401	0	—
14．繰越金	1	0	—
15．諸収入	270,921	23,544	8.7
16．町債	857,200	0	—
17．合計	4,545,050	1,124,740	24.7

（歳出）

区分	予算額 千円	支出済額 千円	執行状況 %
1．議会費	57,434	26,529	46.2
2．総務費	262,591	121,880	46.4
3．民生費	738,689	247,530	33.5
4．衛生費	113,100	70,547	62.4
5．労働費	657,595	219,087	33.3
6．農林水産業費	336,267	53,600	15.9
7．商工費	75,882	2,855	3.8
8．土木費	484,662	29,836	6.2
9．消防費	47,701	26,861	56.3
10．教育費	667,384	131,111	19.6
11．災害復旧費	382,589	6,598	1.7
12．公債費	450,555	111,440	24.7
13．諸支出金	68,601	59,561	50.3
14．予備費	2,000	0	—
15．繰上充用金	200,000	157,507	78.8
合計	4,545,050	1,264,942	27.8

昭和53年度一般会計款別歳入歳出決算状況

（歳入）

区分	予算額 千円	決算額 千円	決算額構成比 %
1．町税	1 56,920	159,887	3.41
2．地方譲与税	12,547	14,367	0.31
3．娯楽施設利用税交付金	517	439	0.01
4．自動車取得交付金	14,665	15,749	0.34
5．地方交付税	1,479,866	1,104,455	23.57
6．交通安全対策特別交付金	800	795	0.02
7．分担金及び負担金	55,914	57,540	1.23
8．使用料	16,339	14,466	0.31
9．手数料	1,301	1,579	0.03
10．国庫支出金	1,232,540	1,159,445	24.74
11．県支出金	691,218	591,599	12.62
12．財産収入	2,056	1,793	0.04
13．寄付金	1	0	—
14．繰入金	1	0	—
15．繰越金	1	0	—
16．諸収入	108,870	60,666	1.29
17．地方債	1,271,900	1,503,800	32.08
合計	5,045,456	4,686,580	100.00

（歳出）

区分	予算額 千円	決算額 千円	決算額構成比 %
1．議会費	52,295	51,936	1.07
2．総務費	276,334	274,980	5.68
3．民生費	1,109,625	1,071,151	22.11
4．衛生費	87,292	84,925	1.75
5．労働費	698,913	686,269	14.17
6．農林水産業費	283,218	274,042	5.66
7．商工費	14,996	14,965	0.31
8．土木費	1,021,899	938,767	19.38
9．消防費	55,253	55,013	1.14
10．教育費	653,934	638,522	13.18
11．災害復旧費	253,030	252,988	5.22
12．公債費	391,448	389,377	8.04
13．諸支出金	95,219	93,712	1.93
14．予備費	2,000	0	—
15．前年度繰上充用金	50,000	17,439	0.36
合計	5,045,456	4,844,086	100.00

【昭和五十三年度事業の主なものは次のとおり】

⊙事業費総額　三十億七千四百九十七万六千円（構成比63・5％）

▼一般公共事業（十億五千五百十一万一千円）

※ボタ山防災工事　※鉱害復旧事業（下水道）　※炭鉱離職者緊急就労対策事業　※産炭地域開発就労対策事業　※特定地域開発就労対策事業　※一般失業対策事業

▼公営住宅建設事業（五億三百四十万二千円）

※徳市団地18戸、郷ノ谷団地30戸、大浦団地10戸、高尾団地12戸　※団地造成事業

▼厚生福祉施設整備事業（四千七十六万五千円）

※野球場、陸上競技場整備事業

▼義務教育施設整備事業（一億三千五百四十三万四千円）

※市場小学校体育館建設事業

▼過疎対策事業（一億四千三百九万八千円）

※中央研修所建設事業　※消防施設整備事業

▼同和対策事業（十一億四千三百八十四万一千円）

※同和対策事業（下排水路、防火水槽、大型共同作業場、納骨堂、街灯、市場地区総合整備、共同受信施設、給水施設、児童遊園、消防車、中央研修所、給水装置、大谷集会所）　※児童福祉事業（上野保育所）　※環境衛生事業（墓地移転）　※農業振興同和対策事業（農道、農機具倉庫、かんがい施設、ため池改良、水路改良、農機具購入）　※橋りょう新設改良事業（上野橋架設）　※道路橋りょう事業（道路改良舗装）　※住宅団地造成事業（同和向公営住宅団地造成）　※消防施設事業（消火栓工事）

※同和教育事業（大谷集会所）　※体育施設整備事業（体育施設造成工事）　※交通安全施設整備事業

▼一般単独事業（五千三百三十二万五千円）

※上野集会所建設事業（山崎集会所）　※中尾下排水路改良事業　※ため池改修事業　※プール循環浄化装置事業　※消防施設整備事業　※交通安全施設整備事業

昭和53年度特別会計決算状況

区分	歳入 予算額 千円	歳入 決算額 千円	歳入 比率 %	歳出 予算額 千円	歳出 決算額 千円	歳出 比率 %	歳入歳出差引額
町立病院事業	450,358	386,575	85.8	450,358	419,554	93.2	△ 32,979
上水道事業	91,320	80,179	87.8	91,320	133,855	146.6	△ 53,676
国民健康保険事業	245,685	235,172	95.7	245,685	241,960	98.5	△ 6,788
赤池橋架設準備積立金	771	637	82.6	771	637	82.6	0
住宅改修資金貸付事業	224,024	226,680	101.2	224,024	222,878	99.5	3,802
地域開発事業	174,315	174,313	100.0	174,315	173,848	99.7	465

まちの文芸

俳句

耶馬渓紅葉狩　②

蔵本はるの女

再び青の洞門をくぐって民宿へ向う。洞門脇の広場に車を停める。洞門沿いの川には、放流の錦鯉が群れをなしている。自然の中での鯉とは身が引きしまり、色も心なしか鮮かに見える。素人の私にもそれがはっきりと……。

●錦鯉放ち山国川の秋　園　女

●洞門の風の一きは冷まじき　一　歩

●釋海の洞に粉飾水の秋　しげを

●釋海の鑿の跡訪ふ落紅葉　園　女

●野菊咲く青の洞門明り窓　はるの女

●烏瓜色誤って黄なりけり　しげを

洞門の入口近き大銀杏にはじまっていし黄落時折風がいたずらっぽく洞門内へ押しやる黄葉。錦鯉の水面に漂うている黄葉。洞門内は小春日和にかかわらず冷えが身にしみる。

●川べりが耶馬の古道赤のまま　しげを

●豆案山子とても簡略ならざりし　しげを

山国川畔のとある一軒の民宿「せせらぎ」に着く。日も大分傾いている。宿の炬燵に紅葉冷の軽い疲れの膝を崩す。

●はからずも四人となりし宿炬燵　園　女

しげをさん、一歩さん、早速お風呂へ。

●紅葉宿心づかひの湯を熱く　一　歩

●湯殿にも忍びて耶馬の紅葉冷　しげを

宿裏の瀬鳴りが旅情を深める。鶺鴒が飛び交うている。かすかに見える黄色。黄鶺鴒であろう。傾きかけていた日も茜空と変化しはじめた。美しい夕暮。今日は立冬だ。

●石叩瀬波にまぎれやすかりし　一　歩

●黄鶺鴒とぶ見はらしの耶馬の宿　一　歩

●鶺鴒のとび翔ちてこそ黄なりけり　しげを

●川曲るところは浅瀬黄鶺鴒　はるの女

●立冬の耶馬の夕焼見るも旅　はるの女

●立冬の夕づ、霧の立ちのぼる　はるの女

●せ、らぎは旅情に泌むや秋の暮　園　女

●秋夕焼旅情は淡く美しく　園　女

夕食前に句会を続けて二回。佳句に触れて心がはずむ。食事の支度が整ったようだ。蟹あり、鮎あり、山菜あり、かなりの皿数。まった〳〵心がはずむ。

●云えばすぐ宿落鮎を焼きくれし　一　歩

●美味そうな色に錆鮎焼きあがり　一　歩

●蟹うまし耶馬の川蟹ならずとも　しげを

●民宿にして錆鮎の化粧焼　園　女

つづく

詩

赤いスリッパ

（老人ホーム天郷荘）

松本たかし

赤い赤い　スリッパさん
赤い花模様の　スリッパさん
軽い軽い　スリッパさん
お廊下バタバタ走る　よい子のお
嬢ちゃん
スリッパ　だあーれにもらったの
ウン　お母さんにもらったのよ
お部屋に入るとき　キチンとそろ
えるの
とっても　まっ赤できれいでしょ
赤い赤い　スリッパさん
赤い花模様の　スリッパさん
軽い軽い　スリッパさん
アレ　音楽きこえてるゥ
ララ　踊りましょ
ララ　赤いスリッパはいて楽しく
踊りましょ
……

秋

（上野常福）

松葉カホル

ギラ〳〵と照りつける男性的な夏もすぎ、しっとりとおちついた秋。一面の黄金の波もまたたくまに軽やかなエンジンの音とともに取られ、見わたすかぎり殺風景な田園風景とかわり、何んだかものさびしい稔りの秋。

天高くして馬肥ゆる秋とか、秋の表現はいろ〳〵あるけれど、もの思う秋。私たち老人にはこの言葉が一番適切な言葉と思える。

秋の夜長をねむれぬままにすぎさりし過去を思う時、ただ子供を育てることと生活のためにわきめもふらずにすぎ去った私の人生。

自然は年々、歳々、繰りかえし繰りかえされるけれど、私の人生は繰りかえしの出来ない秋になってしまった。

この私の秋を思うとき、あまりにも悔みの多きことを覚えさされ、日一日と残り少なになる大切な日々を人生の残務整理に少しでも充実した意義ある日々にしたいものである。

●中天にさえる月かげはださむし

●月さえてすだく虫のねとだえける

盆栽と園芸

ある盆栽展にて

（赤池下町）

中村　市郎

盆栽展の会場に行ってみると、持ち上げきれないような大鉢に交って、手のひらに乗るくらいの小品盆栽が懸命に自己主張をしている。まるで大きな赤鬼青鬼に立ち向かう一寸法師のりりしい姿を見るような……何ともいえないいじらしさを感じる。

大物盆栽はそれなりに十分な貫禄をしめして大自然の風景を表現しているけれども、小品盆栽は柄は小さくとも大物に負けないぞ、という気持が出て、小品をもって大物を表現する盆栽で大自然をつくり出すこの盆栽こそ、世界の人に通じるところがあるように思われる。

中年の外人夫妻が解らない言葉で話しながら、飾りつけられている盆栽を一つ一つ真剣な眼差しで見ながらいつまでも立止っていた。

フジの花を咲かせるコツ

①花後に植え替えをしていない。

②肥料が多すぎる。

税金

還付を受けるための申告はお早めに

昭和五十四年分所得税の確定申告の時期（二月十六日～三月十五日）が近づきました。

所得税にはいろいろな控除があり、サラリーマンの場合、ほとんどの人が年末調整で控除を受け、その年の納税は完了します。しかし、医療費控除や住宅取得控除などは、年末調整で控除できませんので、確定申告によって控除され税金が戻ってきます。また、商売をしている人などで予定納税をした税金が納め過ぎになっている人も税金が戻ります。

そこで税金の還付が受けられる場合を紹介しましょう。

〈確定申告をすると税金が戻る人〉

(1)サラリーマンで雑損控除、医療費控除、住宅取得控除が受けられる人。

①雑損控除…災害や盗難、横領などにあい、住宅や家財に損害を受け、その損害額が年間所得の一〇%を超えているときは、その超えている部分が所得金額から控除されます。

②医療費控除…本人や家族が病気になり、医療費を支払った場合、その額が通常五万円を超えていると、その超えた部分の金額が所得金額から控除されます。

③住宅取得控除…住宅を新築したり、新築住宅を購入し、その床面積が一六五平方メートル以下で、新築・購入してから六カ月以内に入居し、引き続いて居住している場合、居住した年から三年間、各年分の所得税額から最高三万円が控除されます。

また、この控除が受けられる住宅を購入する際、民間の金融機関などから返済期間十年以上のローンを利用し、昭和五十三年一月一日以後に居住したときは、年間返済額に応じて、さらに最高三万円が三年間控除されます。

②結婚などのために年の中途で退職し、再就職しなかったため、年末調整を受けなかった人。

(3)特定の寄付金を支出し、寄付金控除が受けられる人。

(4)原稿料や利子、配当などの収入があるが、それらを含めた全体の所得があまり多くないため、源泉徴収税額が納め過ぎになっている人。

(5)予定納税をしていたが、休業や廃業などのため、所得が前年より大幅に減った人。

◇　◇　◇

税金の還付を受けるための申告は、確定申告の受付開始の二月十六日より前でも受け付けます。

早く申告すれば税金の還付も早く受けられます。

どうぞ、お早めに。

なお、おわかりにならないことがありましたら田川税務署まで。

(電)〇九四七四―④―〇四三〇番

町軟式野球連盟リーグ戦勝敗表

順位	チーム名	試合数	勝数	敗数	引分	勝率
1	ブラックローズ	15	13	1	1	0·929
2	赤池ファミリー	15	12	1	2	0·923
3	オリバーズ	15	12	2	1	0·857
4	F・ダックス	15	10	4	1	0·714
4	スラッガーズ	15	10	4	1	0·714
6	赤池ガッツ	15	9	6	0	0·600
7	スターダスト	15	8	6	1	0·571
8	赤池町役場野球部	15	7	7	1	0·500
9	赤池町役場ＯＢ	15	7	8	0	0·466
10	ナインズ	15	6	8	1	0·429
11	草場クラブ	15	5	9	1	0·357
12	ヤングメン	15	4	10	1	0·285
12	商工会青年部	15	4	10	1	0·285
14	上野メッツ	15	3	12	0	0·200
15	大浦ヤンガーズ	15	2	13	0	0·133
16	ファイヤーズ	15	1	12	2	0·077

（最　終）

ブラックローズ“初優勝”

町軟式野球連盟リーグ戦　全日程終了！

赤池町軟式野球連盟では、4月15日から開催したリーグ戦は、16チームにより町民球場と中学校グラウンドにおいて長期間にわたり熱戦を展開し、ブラックローズが初の栄冠を手中にした。

成績は上記のとおり……。

《チーム名》

❶赤池ガッツ　❷赤池ファミリー
❸大浦ヤンガーズ　❹上野メッツ
❺赤池町役場ＯＢ　❻オリバーズ
❼ナインズ　❽Ｆ・ダックス
❾ヤングメン　❿スターダスト
⓫ブラックローズ　⓬赤池町役場野球部
⓭ファイヤーズ　⓮草場クラブ
⓯商工会青年部　⓰スラッガーズ

③成育期の日当りが不足している。

④成育中のつるを剪定した。

⑤灌水が不足している。

以上のとおり注意して下さい。

対策とし次の方法をとります。

①毎年、植え替えをする。用土は川砂5、庭土3、腐葉土2の混合割合にします。

②フジはチッ素肥料を必要としませんので、リン酸とカリ分を多く含んだ骨粉を五、六、七、九月に各一回施します。油粕などはチッ素を多く含んだ肥料は不要です。

③好日性の植物ですから、少なくとも一日のうち三分の二以上の日照が必要です。樹全体によく日が当るようにします。

④成育が盛んなため、ついつるを切りたくなりますが、切らないで下さい。落葉期に逆に極端に切りつめます。枝の基部二～三節に太く丸みのある花芽がつきますので、これを残して剪定します。

⑤六～八月までは鉢底に受け皿を敷き、腰水をして栽培すればよろしい。（この方法は根を水につけておくことによって根をいため、余分な栄養を補給できなくするという目的で行います。）

以上の点に注意すれば、来年は花が咲くでしょう。

趣味の園芸より

失業対策制度事業の再確立について

現在、田川地区における失業対策事業の果している社会的な役割を見直し、今後、住民のために真に役立つ事業として発展させるために協議、検討されている。

《失業発生の原因》

産炭地田川は、国のエネルギー政策により地域ぐるみ大きな打撃を受けた。失業者は多発し、その後のオイルショック、経済不況の中で、地域ぐるみの貧困化はますます激化の一途をたどっている。我々は「失業者はなぜ発生するのか」「失業救済の責任は誰れが負うべきか」について究明した。少なくとも、地方自治体にその責任のすべてを負わすべきではないと考える。

《社会問題としての失業の位置づけ》

人は誰れでも「労働の権利と義務」をもっている。今日の社会進歩は、すべて労働によってもたらされた。失業問題は、だんだんに経済的な視点からだけではなく社会問題として把握すべきである。

やむなく発生した失業問題に対しては、有効的な失業の手当制度だけでなく、事業制度等他の方法も追究されなければならない。

《現行制度事業のはたした役割》

現行の失業対策諸制度事業は、あいつぐ炭坑の閉山にともなう社会的な混乱の中で、産業基盤の整備、環境整備等一定の役割りを果してきた。飢餓賃金といわれながらも、人々は生命を保ち、最低生活にあえぎながらも、それなりの社会的な秩序は守られてきた。

《現行制度事業の諸問題》

現行の失業対策諸制度事業が「滞留」「適正規模」「事業効果（種目の選定）」「最低生活保障」などの諸点で多くの弱点を持っていることも又事実である。我々はこれらの問題点を克服すべく今日まで真剣に取組んできたし、いずれは必ず克服できると確信している。

《制度事業の再確立》

現在の社会のしくみの中では、我々は失業問題をさけてとおることはできない。又、現在の雇用失業情勢は、失業対策制度事業の再確立を求めている。失業者の体力、能力を保全培養し、社会的に役立てることは絶対必要である。

《新しい制度事業の望ましい姿》

新しい失業対策制度事業については、次の諸点が考慮されなければならない。

①「滞留」など現行失対諸制度事業がもっている弱点の克服。

②新しい街づくり、国づくり政策との正しい結合。

③地域住民の生活を守りぬく立場から、地方自治体は財政力に即応した適正枠については消化するけれども、それ以上の失業者の発生については、国の責任で対処すること。

《田川地域の特殊性》

産炭地田川では、国のエネルギー政策との関係で、特別な事情が存在している。炭坑閉山の嵐は地域社会を荒廃させたばかりでなく人々の心をも無惨にふみにじった。失業者と貧困のうずまく中で、傷あとの痛みにたえながら、それでも田川の住民は生きる希望をすてていないばかりか、より積極的に新しい街づくりに参加したいと熱望している。新しい失業対策制度事業とは別に、田川では石炭会計による事業（地域開発中心）は、必ず確保されなければならない。

《むすび》

我々は、これらの要求と運動を前進させるためには、全住民的な合意をうることが大切である。

そのためには、あらゆる努力をおしまない。新しい「失業対策制度事業の再確立」について、その必要性を確信し、ただちに関係方面に対し具体的な運動をおこすことを確認し合った。あらゆる困難をのりこえて、失業対策制度事業の再確立に向って、全力をそそぎこむことについて協力、共同することを誓う。

失業対策制度事業の再確立に関する共闘協約書より

家庭の医療

おもちが ノドに つかえたら

お正月は、おもちにご注意――。

おもちがノドにつかえて苦しみ、なかには窒息死する人もいます。多くは七十歳以上のお年寄りですが、おもちを食べるときは十分気をつけるように、注意しましょう。

▽ゆっくり食べる△

おもちは消化がよいのは確かですが、粘り気が強いので、よくかまないで飲み込むのは危険です。お年寄りには、うんとやわらかくするか、小さくして、ゆっくりかんで、食べてもらいましょう。

▽もし、つかえたら△

口を大きくあけさせて、中におもちが見えるときは、指で引っ張り出します。あるいは、こたつの上などに腹ばいにさせて、上半身が垂れ下がるようにして、背中の真ん中をポンと勢いよくたたいて、吐き出させます。

▽とれない時は△

引き出すこともできず、胃袋にも落ちず、だんだん顔色が悪くなるような場合には、一刻も猶予はなりません。上半身を高めにして寝かせ、近くの医師を呼ぶことです。

雪道を安全に走ろう

冬の道路、とくに雪道や凍った道路での急ブレーキ、急ハンドル、スピードの出しすぎは危険このうえありません。

一、二月はウインタースポーツの季節でもあり、マイカーなどで出かける人も多くなりますが、雪道や凍結路での運転を誤ると、思わぬ事故を引き起こします。

冬の道路の運転は、十分気をつけましょう。

スノータイヤ、チェーンなどを用意しよう

雪の多い地方では、除雪対策が進んでいますので、スノータイヤ、スパイクタイヤ、チェーンを装着すれば通行は可能です。しかし、走行できるからといって、安心するのは危険です。スピードを出しすぎたり、急ハンドルや急ブレーキをかけては、スノータイヤやチェーンなどの装着効果も通用しなくなり、スリップ事故のもとになります。

スピードはあくまでも控え目にし、車間距離は十分に保ってください。

雪道（凍結路）での急発進、急ブレーキ、急ハンドルは禁物

雪道や凍結路で急発進しようとすると、タイヤが空転したり、思わぬ方向にスリップしたりすることがよくあります。

そこで、雪道などでの発進は、次の点に注意して下さい。

▽前輪を真っすぐにする

前輪が曲がったままの状態で発進しようとすると、真っすぐのときに比べ摩擦抵抗が大きくなって、その結果、思わぬ方向に進んでしまうことがありますから注意しましょう。

▽車輪を空転させない

発進は、アクセルを徐々に踏み込み、クラッチを静かにつなぎます。車輪を空転させてしまうと、雪に穴を掘ってしまい、ますます出られなくなります。

▽急ハンドル、急ブレーキはスリップ事故のもと

雪道での急ハンドル、急ブレーキは〝自殺行為〟にも等しい危険な行為です。

また、カーブを曲がるときは十分減速し、エンジンブレーキを併用するのが、安全な方法です。

万一、横すべりしたときは、まずクラッチを切り、ハンドルを横すべりした方向に軽く切り（いわゆる逆ハンドル）、方向を修正し、静かにクラッチをつなぐのがスリップから立ち直る一つの方法です。

横すべりしたからといって、あわててブレーキを踏むと、逆に横すべりを〝増長〟させることになり、危険です。

雪道「スピードは半減」「車間距離は大幅に」「ブレーキに頼らぬ安全速度で」

雪道では、乾いた道路に比べて「スピードは半減」「車間距離は大幅に」を守ってください。

また、道路が凍っている場合は「ブレーキに頼らぬ安全速度で」といわれています。これはハンドル操作で車をコントロールできるくらいのスピードということです。

シートベルトを必ずしよう

雪道では、いつ、どんなことが起こるかわかりません。シートベルトを締めて、不慮の事故から身を守りましょう。

飲酒運転〝五難〟

酒酔い運転はもちろん、酒気帯び運転も道路交通法で禁じられていることは、ドライバーのみなさんなら百も承知のこと。

〝わかっちゃいるけど〟――毎年全国で一万人以上の人が酒酔い・酒気帯び運転で交通事故を起こしています。

飲酒運転がこわいのは、アルコールが脳に作用し、平常心を失わせ、次のような御難ならぬ〝五難〟に見舞われるからです。

「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな――。

1　上手に運転していると錯覚する

気持ちが大きくなり、無理な追い越しや割り込みなどを平気でするようになる。

2　居眠り運転をしやすい

アルコールには睡眠作用のあることをお忘れなく

3　注意力が散漫になる

周囲の変化への注意力が鈍くなる。そのため前の車ばかりに気をとられ、わきから出てくる自動車や歩行者を見落すことが多くなる。

4　反応が遅くなる

前方の危険に対してブレーキを踏むのに時間がかかり、すぐには止まれなくなる――など、とっさの判断が鈍り、動作が遅れがちになる。

5　運転動作がぎこちなくなる

小脳のはたらきが低下するため、ハンドル操作、ギア・チェンジなど、スムーズな動作がしにくくなる。

国民健康保険

高額療養費のごあんない

同じ人が、同一の病院、診療所でお医者さんにかかって、自己負担分として一ヵ月に三万九千円以上を支払った場合は、その三万九千円をこえた額は、国保が全額負担して、あとで払いもどします。

●自己負担額三万九千円の中には、差額ベット代など保険外で自己負担した分は含まれません。

●一ヵ月というのは暦月計算で、毎月一日から月の終りまでを一ヵ月とし、その間の自己負担額が三万九千円をこえた場合に限られます。

●二つの病院へ同時にかかっている場合、両方を合算することはありません。

●入院、通院、歯科は別計算になります。

●総合病院の各診療科は別計算。ただし入院患者が歯科以外の他の科の診療をうけたときは合算します。

⊙手続き

所定の「高額療養費支給申請書」を国保の係まで提出してください。

貸付金の制度もありますので利用して下さい。

保険税のきめ方納め方

⊙医療費に応じて

国保の場合、保険税の額は、基本的にはその年の医療費に応じてきめられます。

まず、その年の医療費がどのくらいになるかを予測し、その額から受診のとき患者が負担する分（三〇%）と、国の負担する分を控除した額が、保険税として課税される総額になります。国の負担は、おおまかにいうと、医療費の四〇%と、保険者（市町村）の財政力に応じて交付されるもの（平均で医療費の五%）です。つまり平均四五%を国が負担するわけです。

したがって保険税の総額は、平均的には医療費の二五%ということになります。

このように保険税の額は医療費によってきめられますから、原則的には医療費がふえれば当然保険税もふえることになります。

⊙課税額の決め方

保険税を各世帯に課税する場合のやり方は、各世帯の被保険者数や前年度の所得などを基準にしてきめます。

⊙いつから払うか

保険税は被保険者となったその月から納めなければなりません。

被保険者になった月というのは、加入の届出をしたときからではなく、職場の健康保険をやめたとき、あるいは他の市町村から転入して、その居住地に住みはじめたときをいいます。

届出がおくれると、この被保険者になったときまでさかのぼって保険税を納めなければなりません。

⊙保険税の納め方

保険税の額はきまり次第、納税通知書でおしらせします。

年度の途中で職場の健康保険に入ったりやめたりしたときには、そのつど世帯主の届出によって保険税を計算し直しお知らせします。

納入方法は、納税通知書に書いてあります。

国民年金

20歳になったら国民年金の加入届を

将来の生活設計は青年期から

最近の平均寿命の伸びとともにわが国も世界で一、二を争う長寿国になりました。そうなると、なおさら若い時から将来の老後の生活を考え、準備しておくことが必要になります。若い人は、老後は遠い将来のことと考えがちですが、必ず訪れる自分の老後の生活設計は青年期からはじめておかねばなりません。年金制度は、その生活設計を国と国民が力を合わせて行なおうというものです。

20歳になったら国民年金加入

国内に住む二十歳から五十九歳までの国民で、職場で厚生年金共済組合、船員保険などに加入していない人はすべて「国民年金」に加入しなければなりません。

ただし例外として、サラリーマンの奥さんや、昼間部の学生は本人の希望で加入することになっています。

こんな種類の年金が

国民年金には、老齢年金をはじめ通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金、死亡一時金などあり、歳をとったときばかりでなく、途中の事故に対して年金がうけられるようになっています。年金の額は五年に一回は手直をします。また毎年物価上昇に見合った調整が行われ、年金の価値が下がらないようになっています。

自分の将来のために、二十歳になったら役場年金係（窓口⑤番）で国民年金の加入手続を必ずすませましょう。

老齢年金の受給者の現況届は

●1月～3月生まれの人は2月15日までに

●4月以降の生まれの人は誕生日の末日までに

国民年金から年金を受けている人は毎年一度「現況届」を提出しなければなりません。この届出は受給者の生存や住所などを確認し、今後の年金支払を確実にするためのものですから、届をうっかり忘れると年金の支払が止ります。

現況届の提出期限は受けている種類によって次のとおりです。

※持参するもの　印かん

年金の種類	提出期限	注意事項
老齢年金 通算老齢年金	昭和55年2月15日	○届けの用紙は社会保険庁から受給者へ直接郵送されます。（ハガキ式） ○届けには町村の証明が必要です ○提出先は社会保険庁（刷込済）
障害年金 母子年金 （準母子） 遺児年金 寡婦年金	昭和55年5月31日	○届けの用紙は受給者へ3月頃送付されます。 ○提出先は役場年金係まで。

優良子ども会――個人育成指導者――表彰さる

昭和五十四年度の子ども会活動で、特に優秀な活動をされた方々（団体）に、県表彰並びに郡表彰が贈られました。今後のご活躍を期待します。

表彰を受けた方々（団体）は次のとおりです。

⊙県表彰（十月二十一日　福岡県子どもの集い　於飯塚市）

●十二支所子ども会（育成会長早谷　孝）＝団体

⊙郡表彰（十一月十八日　郡子どもの集い　於添田町）

●大浦子ども会（育成会長小松武志）＝団体

●小松　智（大浦子ども会々長）＝個人

●大穂　稔（町子育連会計）＝指導育成　―敬称略―

【県表彰の12支所子ども会】

忘れないように！老人医療の手続きを

満七十歳の誕生日になり、老人医療の資格があるのに手続きを忘れていた為に、困ったという事はないでしょうか。新しく老人医療を受けられる方は、次のように早目に受けられます。

《例えば……》

⊙その月の一日生れの人は自分の誕生日からしか受けられません。

明治四十二年十二月一日生れの人は、昭和五十四年十二月一日より

⊙その月の二日～三十一日の間に生れた人はその月の一日より受けられます。

明治四十二年十二月二日～三十一日の間に生れた人は、昭和五十五年一月一日より受けられるわけです。（この方は約一ヵ月間早く受けられます。）

次のような場合は必ず係に届けて下さい。

①保険証に異動があった時

②転入のとき（他市町村からの時は、ただちに手続きをして下さい。申請の月日から有効となります。

③転出のとき（医療証を返して下さい。新しい転入地でただちに医療証の交付を受けて下さい。）

※なお、詳しいことは医療証の裏面に印刷してあります。よく読まれて下さい。

わからないことがありましたら係までおたずね下さい。

（役場二〇〇四㊥28福祉係）

ありがとうございました

社会福祉協議会

―敬称略―

〔香典返し〕

金一封　紫村　實（鳥栖市）

金一封　三渕　一馬（本町一）

金一封　中川　清（車道二）

金一封　久原　弘造（市場）

金一封　野崎　藤盛（下西町）

金一封　藤村　繁喜（猿田）

金一封　古賀　知子（上桜）

12月15日現在

〔寄付〕

○伏原老人会　五千円

エンゼルクイズ

【第41回出題】

エンゼルは天使のつかいです
あなたに幸ありますよう……

〔問　題〕

1、「鏡開き」をするのはいつ？
Ⓐ1月1日　Ⓑ1月7日　Ⓒ1月11日

2、茶道具の“なつめ„は何に使うものでしょう？
Ⓐ茶杓　Ⓑ茶釜　Ⓒ茶入れ

3、彫刻「考える人」の作家はだれ？
Ⓐロダン　Ⓑミケランジェロ　Ⓒロコ

4、世界最大のカニは？
Ⓐタカバガニ　Ⓑズワイガニ
Ⓒタカアシガニ

5、ナトリウムに水。発生する気体は？
Ⓐ酸素　Ⓑ水素　Ⓒ炭酸ガス

〔応募の要領〕

正解のＡＢＣいずれかの記号を官製ハガキに記入のうえ、1月18日までに赤池町役場総務課文書広報エンゼルクイズ係までお送り下さい。なお住所、氏名を明記して下さい。

抽せんで正解者3名様に記念品を贈ります。

▷例　問題1 B　問題2 B　問題3 C

【第40回の解答】

1 Ⓑ　2 Ⓑ　3 Ⓐ　4 Ⓒ　5 Ⓐ

【正解者】

今回の応募総数22通のうち、正解者はありませんでした。

※今回の主なあやまりは、問5のⒸソ連と解答された方がほとんどで、正解はⒶのアメリカでした。

福祉センターの行事

〔1月の休館日〕
1日、2日、3日、7日
14日、16日、21日、28日

〔演芸日〕
6日、10日、13日、17日
20日、24日、27日、31日

〔福祉バス運行日〕
5日、6日、9日、10日
12日、13日、17日、19日
20日、23日、24日、26日
27日、30日、31日

〔仏教法話会〕
12日(土)　午前11時より

お知らせ

忘れないで心にとめておきましょう。

55年度福岡県青年の船乗船者の募集

福岡県では、昭和五十五年度日中友好「福岡県青年の船」乗船者を次のとおり募集します。

▽とき　55年5月16日～29日まで

▽ところ　中華人民共和国（広州、上海の各市）

▽応募資格　日本国籍を有し、55年1月1日現在、満20歳以上26歳未満（昭29年1月2日から昭35年1月1日までに出生）の未婚の男女。

▽募集期間　55年1月7日から55年2月6日まで

※実施要綱、申込書は赤池町教育委員会に保管しています。詳細については町教育委員会（社会教育係）にお問合せ下さい。

(電四一〇〇番

福岡県民マラソン大会の募集

福岡県青少年育成県民会議主催、福岡県青少年団体連絡協議会後援による、第三回福岡県民マラソン大会の募集を次のとおり行います。

▽とき　55年2月24日(日)　午前9時30分

▽ところ　福岡市中央区大濠公園

▽内容　①支部別駅伝……県民会議の支部対抗駅伝。一支部一チーム出場のこと。チーム編成は五名（20代2、30代2、40代1名）とし、男女を問わない。②年代別マラソン（一般参加の部）……小学生の部(一～三年)二キロ、小学生の部(四～六年)二キロ、中学生の部（男子）四キロ、中学生の部（女子）二キロ、高校・青年・一般の部（四十歳まで）四キロ、壮年の部（四十歳以上）二キロ、女子の部二キロ、いずれも二百名とする。

▽〆切　55年2月10日まで

▽申込み・問合せは赤池町教育委員会社会教育係まで（電四一〇〇番）

国の進学ローンをどうぞ！

▽対象＝高校、高専、大学などに進学する方の父兄

▽申込み・受付け＝55年1月から

▽融資＝最高五十万円（年利八・〇パーセント、所得制限があります。）

▽問合せ＝国民金融公庫北九州支店（〒803小倉北区大門一～一～十、五六一局五〇八一）かお近くの銀行、信託銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合、農協、漁協へ。

北九州工業高等専門学校入学生の募集

国立北九州工業高等専門学校では、五十五年度の入学生を次のとおり募集します。

▽科別及び定員　機械工学科80人、電気工学科40人、化学工学科40人。

▽出願資格　①中学校を卒業した者。②中学校卒業と同等以上の学力があると認められる者。

▽受付期間　55年2月1日から2月9日まで

▽申込み・問合せ　国立北九州工業高等専門学校　(電〇九三―九六二―五八三一

普通訓練生の募集

飯塚総合高等職業訓練校では、五十五年度の入学生を次のとおり募集します。

▽科別及び定員　自動車整備科　45人

▽応募資格　原則として三十歳以下で「高等学校卒業」又は55年3月「高等学校卒業見込み」の男女。

▽応募及び受付期間　第一次　55年1月19日　第二次　55年3月19日　但し、第一次で定員を充足したときは第二次募集を行わないことがある。

▽提出書類　入学願書、調査書、

▽選考日時・方法　55年1月27日(日)午前9時(一次)　55年3月25日(火)午前9時(二次)

※いずれも適性検査、面接

▽申込み・問合せ　飯塚総合高等職業訓練校　(電〇九四八二―②―四〇一八

養成訓練生の募集

福岡県立飯塚専修職業訓練校では、五十五年度の入学生を次のとおり募集します。

▽科別及び定員　自動車整備科20人、電気工学科20人

▽資格　義務教育修了程度の学力を有し、その職種に適した人。

▽募集期間　55年2月9日まで

▽手続き　①55年3月中学校卒業予定の人（職業相談票）　②その他の人（最終学校成績証明書、健康診断書）　③写真一枚

▽申込み・問合せ　飯塚専修職業訓練校　(電〇九四八二―②―三三六〇

看護専門学校生徒募集

福岡県立看護専門学校では、五十五年度の入学生を次のとおり募集します。

▽科別及び定員　看護婦科50人、保健婦科40人、助産婦科15人

▽受験資格　看護婦（①准看護婦の免許取得後、三年以上業務に従事している者。②高等学校卒業又は昭和55年3月卒業見込の者で、准看護婦の免許を有し、又は免許取得見込の者）

▽願書受付　55年1月19日まで

▽試験日　55年1月26日(土)・27日(日)、午前9時

▽試験場所　県立看護専門学校

▽申込み・問合せ　福岡県立看護専門学校　(電〇九二九二―③―二〇三六

子宮ガン検診の実施

▽とき　昭和55年1月18日(金)

▽ところ　町同和対策中央研修所

▽受付時間　午前9時30分～10時30分まで（時間厳守のこと）

▽料金　二千二百円（町負担金一千二百円、個人負担金一千円）

文書広報編集部より

あけましておめでとうございます。昨年は皆様には原稿の投稿を多くいただきましてありがとうございました。本年もよろしくお願い致します。